



日医発第 455 号（医経）
令和 8 年 6 月 3 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

経済産業省による令和 7 年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金
の 2 次公募期間等について（情報提供）

標記の補助金については、令和 8 年 3 月 31 日付文書（日医発第 2102 号）にてご案内しているところです。

今般、当該補助金の 2 次公募の事業概要が公開され、2 次公募の期間が「令和 8 年 6 月 1 日（月）～7 月 9 日（木）」とされましたので、お知らせいたします。

省エネ補助金は、事業者向けに省エネ性能の高い設備・機器への更新を支援するもので、4 つの類型（Ⅰ～Ⅳ）がある中で、「Ⅲ 設備単位型」が多く利用されています。

補助率は、事業の区分及び事業者の区分（「中小企業者等」「大企業」「その他」）によって 1/5 以内～2/3 以内です。

個人事業主（青色申告者に限る）及び、従業員が 300 人以下の医療法人は「中小企業者等」の取り扱いになります。従業員が 300 人超の医療法人は「その他」の取り扱いになります。詳細は公募要領をご確認ください。

対象設備等は、下記のホームページに掲載されています。

- ・省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）

<https://sii.or.jp/setsubi07r/>

- ・省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）

<https://sii.or.jp/koujou07r/>

なお、医療機関、介護施設等の活用事例としては、「高効率空調」、「高性能ボイラ」「業務用給湯器」「制御機能付き LED 照明器具」などがございます。活用事例は、<https://sii.or.jp/cutback/example/search> で検索することができます。また、日医発第 2102 号には業種「医療・福祉」で検索した事例集もご参考として添付しております。

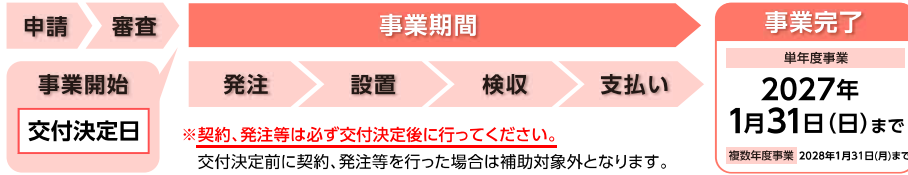
その他、省エネルギー診断事業として、中小事業者等が 1 設備 6,006 円からの

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

| | | |
|------|--|----------------------|
| 二次公募 | 公募期間 | 2026年6月1日(月)～7月9日(木) |
| | 交付決定 | 2026年9月上旬(予定) |
| 三次公募 | 3次公募に関する概要・スケジュール等は、詳細が決まり次第、SIIホームページにて公表します。 | |
| 事業期間 | 交付決定日から2027年1月31日(日)まで ※複数年度事業は、交付決定日から最終年度の1月末(最長2028年1月31日)まで | |



留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

| | |
|-----------------------------|--|
| (II) 電化・脱炭素燃転型 | 03-5565-3840 |
| (III) GX設備単位型 / (III) 設備単位型 | ナビダイヤル 0570-01-5116 |
| (IV) エネルギー需要最適化型 | IP電話からのお問い合わせ 042-303-0855 |
| | *エネマネ事業者およびEMS導入に関するお問い合わせ窓口です。 03-5565-4773 |

【受付時間】 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

令和7年度補正予算

2次公募

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。

工場・事業場型 と 設備単位型 の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。

本パンフレットは、

設備単位型ver.

対象となる事業区分

(III) GX設備単位型 / (III) 設備単位型

(II) 電化・脱炭素燃転型

(IV) エネルギー需要最適化型

最大補助率
1/2

です。



事業実施前

工場・事業場内の設備単位で省エネを図る取組を支援します。



事業実施後

補助対象となる設備について

設備単位の省エネ取り組みについて以下の補助対象設備の導入を支援します。

指定設備

以下の設備区分に該当する設備であって、SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した設備が対象。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 高効率空調(業務・産業用エアコン) | ⑨ 産業用モータ |
| ② 産業ヒートポンプ | ⑩ 制御機能付きLED照明器具 |
| ③ 業務用給湯器 | ⑪ 工作機械 |
| ④ 高性能ボイラ | ⑫ プラスチック加工機械 |
| ⑤ 高効率コージェネレーション | ⑬ プレス機械 |
| ⑥ 低炭素工業炉 | ⑭ 印刷機械 |
| ⑦ 変圧器 | ⑮ ダイカストマシン |
| ⑧ 冷凍冷蔵設備 | |

※上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

～SIIが公開するリストから選択可能～



電化・脱炭素燃転型 対象設備

指定設備のうち、化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う以下の5設備が対象。

- | | |
|------------|-------------------------|
| ② 産業ヒートポンプ | ③ 業務用給湯器のうち業務用ヒートポンプ給湯器 |
| ④ 高性能ボイラ | ⑤ 高効率コージェネレーション |
| ⑥ 低炭素工業炉 | |
- ※上記の設備区分に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素型燃転に資するとして指定した設備も対象となる。

水素対応設備

指定設備のうち水素燃料を使用し、設備の仕様として専焼又は10%以上(体積比)の混焼可能な設備が対象。
※水素燃焼を行うために設備を改造する事業は、電化・脱炭素燃転型における指定設備区分以外の設備も認める。

EMS機器

エネルギーマネジメントシステムであって、SIIが指定した[EMSのシステム要件]を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されている機器が対象。

2次公募期間

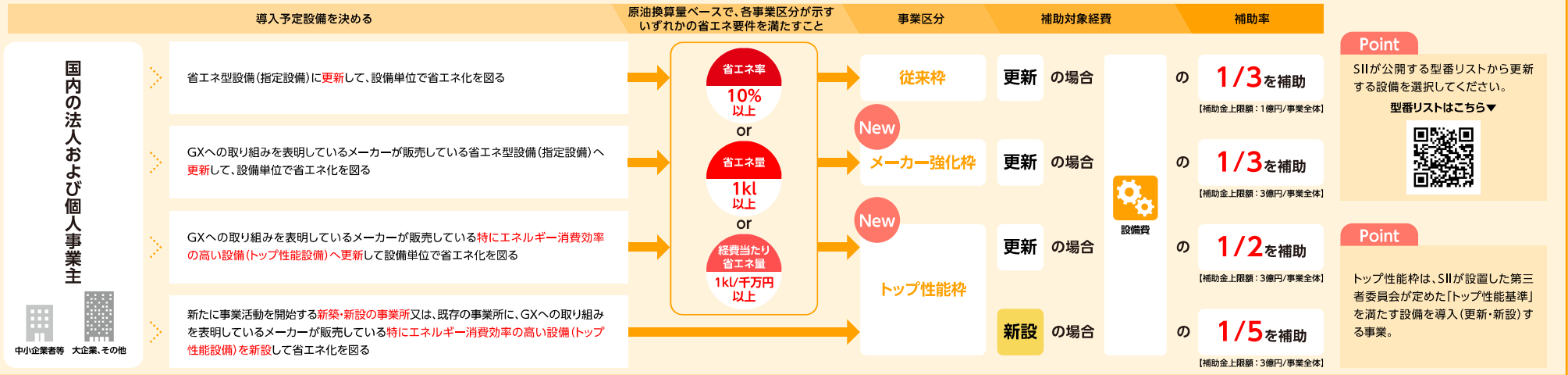
2026年6月1日(月)～2026年7月9日(木)

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

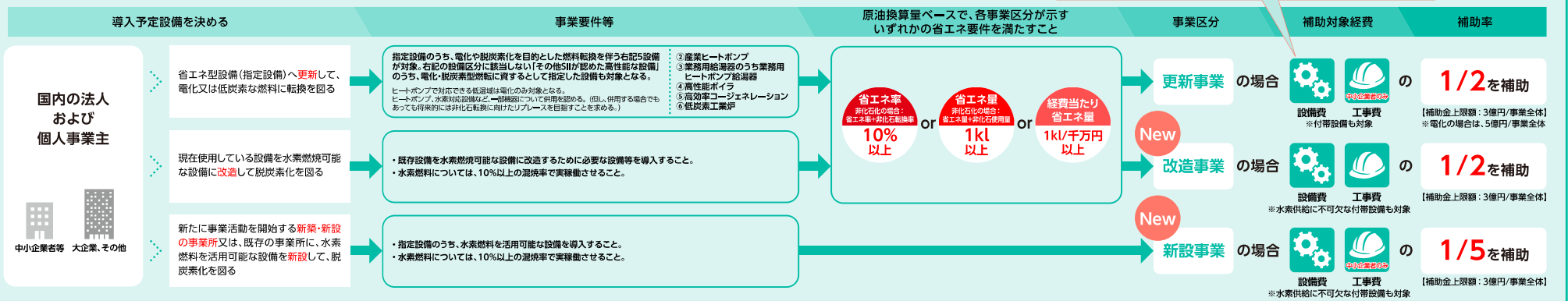
DNP 大日本印刷株式会社

本パンフレットは二次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。いずれの事業区分も最大2年間にわたる複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応しています。

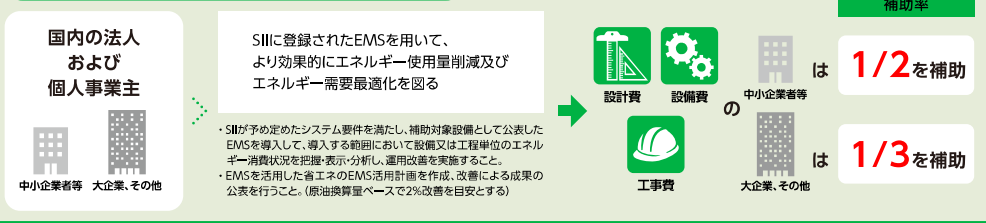
(Ⅲ) GX設備単位型 / (Ⅳ) 設備単位型



(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型



(Ⅳ) エネルギー需要最適化型



GX要件にこまごま

- 本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」(令和5年7月閣議決定)における「GX経済移行債を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し協働(グリーンTRANSフォーメーション。以下「GX」という。)する取り組みの一環として位置づけられた事業である。
- 先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットメントすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。
- (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。
- GX推進への取組に関する要件**
 - 民間企業(※)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組にかかる意思を表明すること。
 - 一部の要件については、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。
 - ※会社法上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人
 - 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件**
 - 石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
 - 交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表示を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中期計画書に記載すること。

(Ⅱ)型・(Ⅳ)型は、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告できること。また、省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中期計画を、SIIが指定するフォーマットにて策定し提出すること。(Ⅳ)型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を報告すること。いずれの事業区分においても補助金下限額は30万円/事業全体。

※ 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報開示制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※ 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※ 大企業とは会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお、大企業については、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・ 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

※「Sクラス」については、公費締切時点で「令和7年度報告(令和6年度実績)」によるクラス分けの結果として資源エネルギー庁ホームページにて公表されていることが確認できる事業者。

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和7年度定期報告(特定重要事業者の過去5年間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平均化評価原単位の変化状況)を提出すること。

・ 中期計画書の「ベンチャー指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチャー指標値を達成する事業者。

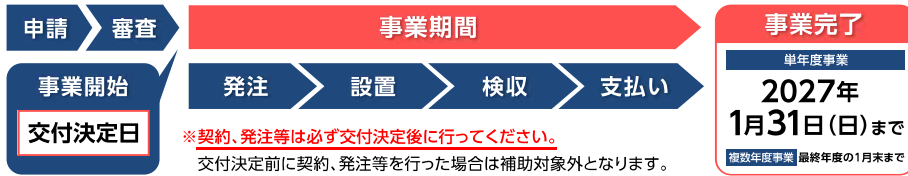
※ その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超の法人。

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

| | |
|------|--|
| 二次公募 | 公募期間 2026年6月1日(月)～7月9日(木) 交付決定 2026年9月上旬(予定) |
| 三次公募 | 3次公募に関する概要・スケジュール等は、詳細が決まり次第、SIIホームページにて公表します。 |
| 事業期間 | 交付決定日から2027年1月31日(日)まで ※複数年度事業は、交付決定日から最終年度の1月末(最長2030年1月31日)まで |



留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

| | | |
|------------------|---------------------------------|--------------|
| (I) 工場・事業場型 | 先進枠 | 03-5565-3840 |
| | 一般枠・中小企業投資促進枠 | 03-5565-4463 |
| | サプライチェーン(SC)連携枠 | 03-5565-4463 |
| (IV) エネルギー需要最適化型 | ※エネマネ事業者およびEMS導入に関するお問い合わせ窓口です。 | 03-5565-4773 |

【受付時間】 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

令和7年度補正予算

2次公募

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。

工場・事業場型 と 設備単位型 の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。

本パンフレットは、

工場・事業場型ver.

対象となる事業区分

(I) 工場・事業場型

(IV) エネルギー需要最適化型

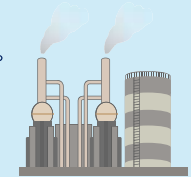
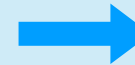
です。

最大補助率
2/3



事業実施前

工場・事業場全体で
大幅な省エネを図る取組を支援します。



事業実施後

補助対象となる設備について

工場・事業場の省エネ取り組みについて以下の補助対象設備の導入を支援します。

先進設備・システム

SIIがあらかじめ公募を行い、「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会において審査のうえ、採択した設備・システムが対象。

～省エネ効果が見込まれる先進技術等を用いた設備・システム～



オーダーメイド型設備

機械設計又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物がある設備が対象。

EMS機器

エネルギーマネジメントシステムであって、SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されている機器が対象。

指定設備

以下の設備区分に該当する設備であって、SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した設備が対象。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 高効率空調(業務・産業用エアコン) | ⑨ 産業用モーター |
| ② 産業ヒートポンプ | ⑩ 制御機能付きLED照明器具 |
| ③ 業務用給湯器 | ⑪ 工作機械 |
| ④ 高性能ボイラ | ⑫ プラスチック加工機械 |
| ⑤ 高効率コージェネレーション | ⑬ プレス機械 |
| ⑥ 低炭素工業炉 | ⑭ 印刷機械 |
| ⑦ 変圧器 | ⑮ ダイカストマシン |
| ⑧ 冷凍冷蔵設備 | |

※上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

～SIIが公開するリストから選択可能～



2次公募期間

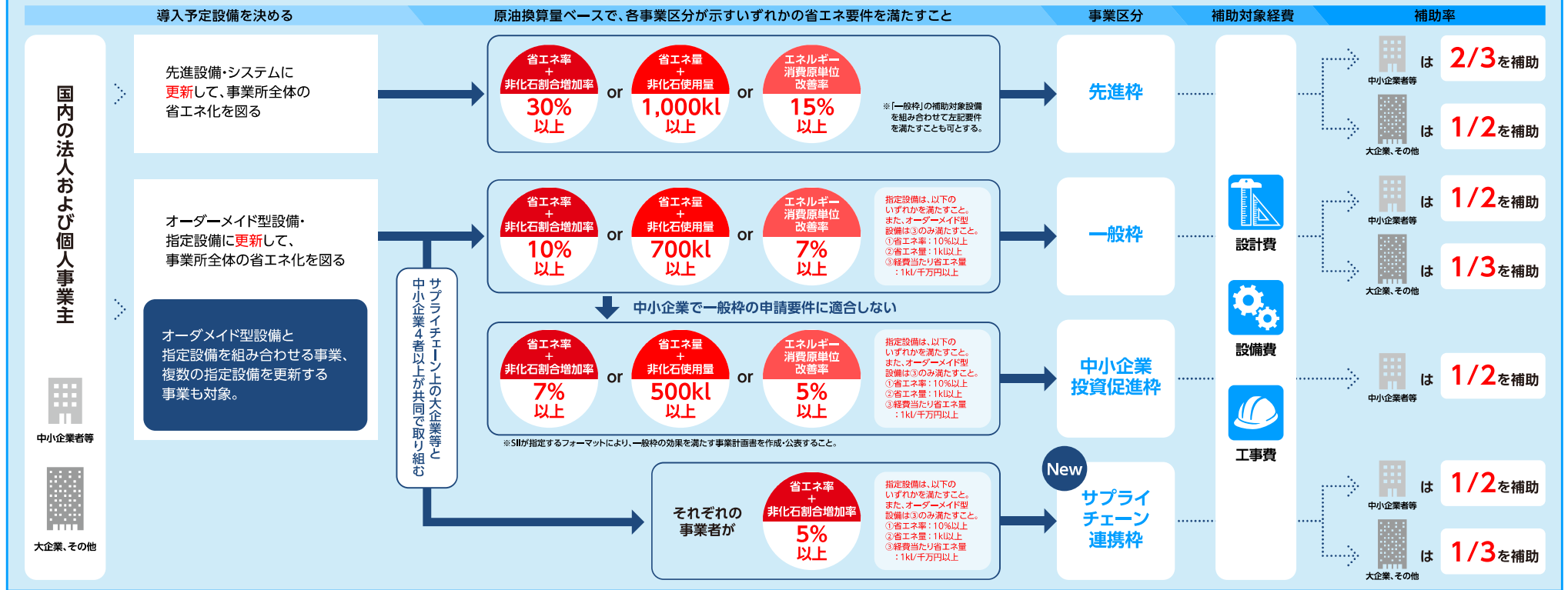
2026年6月1日(月)～2026年7月9日(木)

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

本パンフレットは二次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。いずれの事業区分も最大4年間にわたる複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応しています。

(I) 工場・事業場型



*連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

(I)工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。連携事業における補助金の上限額は30億円(非化石申請時は40億円)。

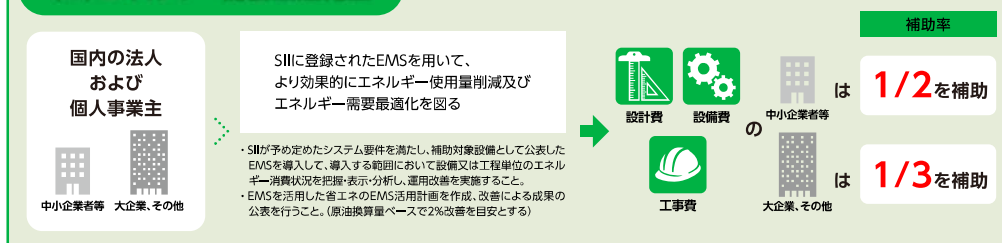
(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

(1)型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千円当たり1kl以上の事業であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

- ・非化石転換の場合も増エネ設備は対象外
- ・中小企業投資促進枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。
- ・先進枠および一般枠は投資回収年数が5年以上であること。中小企業投資促進枠は投資回収年数が3年以上であること。
- ・サプライチェーン連携枠の投資回収年数は、中小企業者等は3年以上、大企業、その他は5年以上であること。

- ・サプライチェーン連携枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより目標・計画の作成・公表が必要(目標は一般枠の効果) ※補助金交付をされない幹事企業は含まれない
- ・単年度事業における補助金の上限額は15億円(非化石申請時は20億円)。
- ・複数年度事業(先進枠)における補助金上限額は30億円(非化石申請時は40億円)。その他の区分における補助金上限額は20億円(非化石申請時は30億円)。
- ・複数年度事業および連携事業の年度当たりの補助金上限額は15億円(非化石申請時は20億円)。
- ・いずれの事業区分においても補助金下限額は年度当たり100万円。

(IV) エネルギー需要最適化型



GX要件について

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」(令和5年7月閣議決定)における「GX経済移行債を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し協働(グリーン・トランスフォーメーション。以下「GX」という。)する取り組みの一環として位置づけられた事業である。

先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットメントすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。

(1)工場・事業場型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。

- GX推進への取組に関する要件**
 - ・民間企業(※)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組にかかわる意思を表明すること。
 - ・一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。
 - ※会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人
- 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件**

(低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に該当する場合)

 - ・石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
 - ・交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表示を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画書に記載すること。

- ※ 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告を公示する制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することと要件とする。
- ※ 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
- ※ 大企業とは会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお、大企業については、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
 - ・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
 - ※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和7年度報告(令和6年度実績)」によるクラス分けの結果として資源エネルギー庁ホームページにて、[Sクラス]として公表されていることが確認できる事業者。
 - ※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和7年度定期報告書(特定第4次事業者の過去5年間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平均化評価原単位の変化状況)を提出すること。
 - ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
- ※ その他は、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超の法人。

設備を診断して光熱費削減



省エネ診断



省エネ
お助け隊

省エネの専門家が、工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ取組・再エネ導入等の提案を行います。
また、希望に応じて、省エネ診断の結果を基に、省エネ取組を一緒に進めていくためのサポートをします。

1 ウォークスルー診断

現地の設備をウォークスルーで診断。エネルギー使用状況を確認し、省エネにつながる提案を行います。



6,006円～51,051円

※診断を希望する設備の規模や設備種別数、年間のエネルギー使用量等に応じて変動

2 IT診断

※価格は税込です。

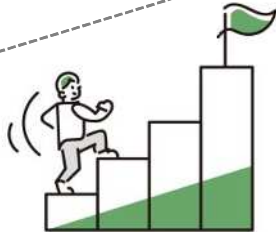
実測データから、設備/プロセスごとのエネルギー使用状況を見える化・分析。計測しないと分からないエネルギーの無駄を見つけ、改善提案を行います。

22,000円～110,000円程度

※支援内容に応じて設定、最大220,000円



3 伴走支援



更新設備の最適仕様の調査、設備のチューニング、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポートをします。

※ウォークスルー診断の申込時に、伴走支援も併せて申込可能です。

11,000円～22,000円程度

※支援内容に応じて設定、最大51,051円

省エネ診断・伴走支援の流れ

お申込み

特設WEBサイトからお申込み

事前ヒアリング

事業者のニーズや設備等の情報を確認

※打合せを実施する場合もございます

診断・伴走支援

現地で専門家による診断・伴走支援を実施

※複数回実施する場合もございます

報告会

診断・伴走支援の報告をもって完了

省エネ診断・伴走支援を受けた事業者の声

- エネルギー使用状況が数値で可視化され、課題の優先順位が明確になった。
- 初期投資なしの省エネ提案もあり、すぐに実行できた。
- 補助金活用の相談にも気軽に乘ってもらえた。
- 診断をきっかけに、コスト削減が実現、社内の省エネ意識の向上にもつながった。

■ ご負担額（税込）

まずは気軽に診断を受けてみたい方におすすめ！

ウォークスルー診断

①設備単位プラン

※ 最大2設備まで
組合せ可能です

ご負担額（税込）
6,006円/設備

②工場・事業所全体プラン

設備単位プランの対象設備



空調設備



照明設備



ボイラ
・給湯器



工業炉



受変電設備



冷凍冷蔵
設備



コンプレッサ



生産設備



給排水
・排水処理



デマンド

| 診断プラン | ご負担額（税込） | 年間エネルギー使用量 | 延床面積 | 事業所の規模 |
|------------------|----------------------|------------------------|----------------------|-----------------------|
| 300kl 診断プラン | 16,016円 | 300kl以下 | 1,000㎡以下 | — |
| 1,500kl 診断プラン | 22,022円 | 300kl超 ～1,500kl以下 | 1,000㎡超 ～2,000㎡以下 | or 2棟以上又は 4階建て以上 |
| 3,000kl 診断プラン | 28,028円 | 1,500kl超 ～3,000kl以下 | 2,000㎡超 ～5,000㎡以下 | or 3棟以上又は 7階建て以上 |
| カスタム 診断プラン | 28,028円超 ～51,051円 | 3,000kl超 | 5,000㎡超 | or 4棟以上又は 10階建て以上 |

※ 年間エネルギー使用量/延床面積/事業所の規模は、いずれか1つを満たしていれば当該プランをご利用いただけます。
詳細は診断機関にお問い合わせください。

I T 診断 データを活用して、効果的な省エネ 取組を実施したい方におすすめ！

ご負担額
（税込） 22,000円～110,000円程度
（最大220,000円）

伴走支援 省エネ診断後の継続的なフォローで、 確実に成果を出したい方におすすめ！

ご負担額
（税込） 11,000円～22,000円程度
（最大51,051円）

※ 伴走支援は、省エネ診断を受診済の事業者が対象です。

■ 対象の事業者（以下のいずれかに該当する事業者は、省エネ診断を受診することができます。）

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所※
- ※会社法上の会社に該当しない事業者：社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、協同組合等

省エネ診断・伴走支援の詳しい情報・お申込みはこちら！

■ 本事業のお問合せ先

[窓 口] 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

[ナビダイヤル] 0570-000-680

[IP電話専用] 042-303-0413

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00
(土日祝日を除く)

■ お申込み

特設WEBサイトからお申込みください。



省エネ診断

検索

<https://shoeshindan.jp/>

